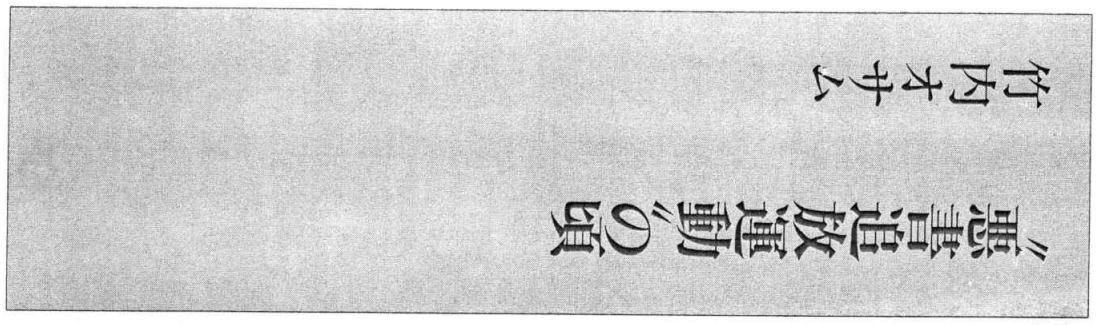


一九九〇年に入ってからさまたなくなった「有害コミック問題」は、九〇年代という限られた時代におさまる事件ではない。青少年向けのマンガに対する母親・教師からの非難、出版社やマンガ家の対応、行政当局の露骨な干渉など、今回の事件に極めて類似した動きが過去にもあった。それにもっとも近い出来事は、いまから四十年近くも以前のこと、一九五〇年代半ばに盛り上がりを見せた「悪書追放運動」である。

悪書追放運動は、児童雑誌に掲載されたマンガの内容が問題視された事件だった。『おもしろ

1 はじめに



1 はじめに……………47

2 子どもマンガ＝俗悪論……………48

3 『悪書追放運動』の前後……………51

4 時代状況と運動の動向……………56

5 雑誌記事における意見の対立……………63

6 ひとつの論争——国分太郎と指刀龍……………67

『悪書追放運動』の頃 竹内オサム……………47

1 「有害」とは何か……………15

2 行動規範の空間的布置……………19

3 メディア環境——不可視領域の出現……………30

4 パタナリズムと子ども……………41

——子どもをめぐる空間とメディア

永井良和……………15

ブック『ぼくら』痛快ブック』など、当時の月刊児童雑誌に載せられたマンガが、人殺しや暴力などの刺激的場面を拙い絵で描き、子どもにもよくない影響を与えていると非難された事件であった。この運動は、表面的なコトの経緯だけではなく、問題の所在や、運動の当事者である大人たちのマンガ観や子ども観において、今日と共通する要素を含んでいる。事件の規模からいっても、昔忠道がのちに総括したように、「一九三八年に内務省警保局が国家権力を発動して断行したものは及ばないが、下から盛り上がった国民的な運動としては、それこそ日本歴史はじまってこのかた、なかったようなもの」(昔忠道『児童文化の現代史』、一九六八、大月書店)であった。そこで、今回の「有害」コミック問題を考える一助として、かつての悪書追放運動について考え直してみたい。その具体的な経過と問題点を、当時の新聞報道や雑誌記事を参照しながら、ふりかえってみたいと思う。

2 子どもマンガに俗悪論

悪書追放運動のピークは、一九五五(昭和三十)年の四月から五月にかけてである。それが全国的な運動としての広まりと関心を見せたのは、その年の初めから始まる新聞報道による影響が大きい。たとえば同年三月三十日付の『読売新聞』は「不良図書を追放」なる記事を掲載、ついで四月十二日付で「ひろがる悪書追放運動」という記事を載せた。『朝日新聞』も二月十八日付「どうなる? “追放の手段”——悪いオモチャや出版物など」や四月二十一日付「ひど過ぎる児童雑誌」などの記

事によって、出版統制の問題や民間団体の動きを報道した。個々の新聞記事の内容については、あとで詳しく見ることにして、運動のピークが五五年の四月から五月にかけてであるということだけ、まずはおさえておいていただきたい。

さて、具体的な運動の推移の検討に入る前に、そうした一連の動きに至るまでの、マンガ文化の流れを簡単にしておくことにしよう。五五年の「悪書追放運動」はこうした報道によって、突然引き起こされたアレルギイ反応ではなく、以前より潜在化していたマンガ文化への拒否反応がその下にあつた点を確認しておく必要がある。

戦後に限れば、悪書追放運動に先立つ世間のマンガ文化への注目は、一九四〇年代末の「赤本漫画」のブームに際して見られた。赤本漫画とは、大阪から始まった「俗悪な内容」のマンガ単行本馬、一九四七年四月、青英出版)の出版に始まる。『新宝島』の爆発的売れ行きに刺激されて、にわか出版業者が乱立、マンガ単行本が巷にどつと溢れることになった。

おおかたの見方は、非難の側に立つものであつた。四六年創刊の「良心的」な児童文学雑誌『赤とんぼ』や『銀河』が数年のうちに次々と廃刊に追い込まれていく情勢のなかで、マンガと紙芝居だけが子どもにやたら人気があつた。そうした状況を前に、親や教師をはじめ、児童文学者や教育学者たちの心中には、いらだちが積もっていたのである。

マスコミもこうした事態に機敏に反応していく。『週刊朝日』は一九四九(昭和二十四)年二月六日号で「浪華赤本」裏から表から」という記事を、四月二十四日号で「子どもの赤本——俗悪マン

ガを衝く」という特集を組んだ。前者は取次店主や小売店主などによる座談会で構成、手塚治虫の「ロスト・ワールド」、横井福次郎「ターザンの冒険」、チック・ヤング「アロブダイ」の売れ行きのよいことを報告。後者は編集部による記事と清水崑、近藤日出造、横山隆「らのコメントから構成し、「一番おそろしいのは、漫画本を通して子供が無意識のうちに犯罪の手法を覚えこむということだ」と危惧してみせる。記者の論調は激しい。

『週刊朝日』の報道に先立って、『生活学校』の一九四八年六月号では、学者や出版関係者をまじえての座談会の記録が掲載されている。そのなかでマンガ否定論者である心理学者の波多野完治は、これまで「何とか撲滅しようというので、相当躍起になってやっていた」のだが、効果があがらなかったと回想している。ならばマンガを「大人のタバコのような物」「子供にとっての必需嗜好品」と見定めよう、どうせ読むのならばできるだけ害のないようにする方が現実的であると発言している。それに対して光文社の神吉晴夫は、赤本漫画を読んで子どもに悪影響があるなどという危惧はよくいではないかと反論しているところが興味をひく。今日にも相変わらず見られる学者・編集者の主観的対立の図式が、ここにはつきり見て取れるのだ。

五〇年には『出版エッセイ』（二月上旬号）でマンガ特集が組まれているが、巻頭の「漫画の功罪」でサトウ・ハチローは、「戦後で一番害のあるものと言ったら赤本の長篇漫画と、いわゆる肉體小説という奴の二つだろう」と、手厳しく現状の赤本マンガを料弾している。

おそらく当時の「良識ある大人たち」の見方は、いま見た波多野やサトウの意見に代表されるものではなかったかと思う。それらのコメントは、直接的には当時の赤本漫画に対するものであったが、同時にマンガというメディアそのものに対する偏見を背後にひそませていた。それがそのまま五五年の悪書追放運動の潜在的な思想的背景となっていくのである。

3 「悪書追放運動」の前後

次に、追放運動の始まった時代の状況を見ておこう。

悪書追放運動のピークは、一九五五（昭和三十）年の四月から五月にかけてだと書いた。ちょうど二年前、一九五三（昭和二十八）年は、児童文化にとってひとつの転換期にあたっている。手塚治虫を筆頭とするさまざまなマンガ家が台頭し、戦後マンガ文化の基礎的な技法やジャンルが出そろった時期でもあるが、もっと広範囲にメディアそのものの質にかかわる変質期を迎えていた。児童文化に視覚的なものが、増加していく時期にあっていた。それが悪書追放運動に、直接関わりを見せている。少し回り道になるが、核心に入る前にその点を考慮しておかなければならない。

まず、この年NHKがテレビの本放送を開始、雑誌では『明星』や『平凡』といった芸能誌が大判化しグラフィック・ページを増やし、それを売り物にした。映画ではワイド・スクリーンが登場、純然たる子どもものでは、岩波書店が「岩波の子どもの本」という絵本のシリーズを刊行した。このように五〇年代初めは、視覚的なものの比重が増えていく時期にあっていた。

マンガ文化もそうした視覚化の波にあわせて成長していった。先に見た「赤本漫画」の出版は、

中央の雑誌社が児童雑誌にマンガや絵物語の掲載に力を入れるようになって衰退していく。それにかわって一九五〇年代前半（昭和二十年代の後半）には、児童雑誌に、山川惣治や小松崎茂らを中心とする絵物語グループと、少しそれに運れた手塚治虫や福井英一らによるストリーマンガのグループが起り、ふたたび世間の注目を集めることになっていくのである。

出版形態の変化も、それに拍車をかけた。一九五三年には多くの月刊の児童雑誌がA4判からB4判へとワイド化し、マンガの掲載量を増やしている。そして翌年の四四年末から五五年にかけては本誌にマンガの付録がつき、それがひとつのテーマにさえなっていく。後者のマンガ付録増加の背景には、この時までエスカレートしてきた児童雑誌間の金属・ゴム・ビニールなどを使用した玩具付録の競争合戦が直接尾を引いていた。本誌よりも重くなりながら玩具付録の出現に運輸省がクライムをつけ、取次業者、出版社ともども、ひとつの協定を作ることになったのである。材料と大きさに大幅な制限が設けられたわけだ。当時の動きを一九五四年五月九日付『朝日新聞』は、「お粗末極まる実物——輸送問題でもめ運輸省の係りが“検閲”のタイトルでこの問題を報道している。玩具付録は、こうした玩具付録に代わる、切り札として登場してきたものであった。

具体的にはどうだったのか。山川惣治・岡友彦・小松崎茂などの絵物語作家を擁し、杉浦茂・手塚治虫・馬場のぼるなどにマンガを描かせた集英社の雑誌『おもしろブック』を例にしてみると、次のようである。一九五三（昭和二十八）年末から五五（昭和三十）年半ばまでのマンガ付録を追ってみよう。

まず、五三年後半では、九月号の山根二三の『猿飛佐助』、十月号の桂たちの『鉄火面』のよう

に、本誌に一冊のマンガ付録が付くのが一般的。五四年になってもその点は変わらず、手塚治虫『はりきり舟慶』（二月）、花野原芳明『霧隠才蔵』（四月）、手塚治虫『黒い峡谷』（六月）、馬場のぼる『まんが太閤記』（七月）などが付くが、同時に、最新コンタックス型カメラ（五月）、連発式ストロボ（六月）、円盤ジェット機（七月）などの金属玩具も付録となっている。ところが五四年の八月からは玩具付録が影をひそめ、マンガ付録二冊のみとなっていく。手塚治虫・山根二三・福井英一の三人による『少年三豪傑』と杉浦茂『南海キッド』（八月）、岡友彦『飛竜夜叉』と杉浦茂『猿飛・霧隠忍術合戦』（九月）、岩井川峻『冒険船長』と花野原芳明『大暴れ清海入道』（十月）といったぐあいだ。そして十二月には付録が三冊となり、翌五五年に入って四十五冊というパターンが定着していく。

では、子どもたちが熱中したマンガは、具体的にどのようなものだったのだろうか。年代順にこの頃の主な作品をあけてみると、次のとおりである。一九五一（昭和二十六）年十一月からは『少年クニヤ』（産経新聞）の連載が開始され、翌五二年一月からは福井英一の『イガグリくん』（冒險王）が始まっている。同年四月からは手塚治虫『鉄腕アトム』（少年）が、五三年一月からは同じ作者の『ロボンの騎士』（少女クラブ）が始まる。以下連載が開始された年月と作品名を羅列すると、『少年』、八月福井英一・お武内つなよしの『赤胴鈴之助』（少年画報）、十月河島光広『ピリ・バック』（少年画報）と続いていく。こうした作品が次第に人気を集めた時代が、ちょうど五五年をピークとする悪書追放運動の時期と重なっていたわけだ。いまから見ると、子どもマンガ史のな

かでは実に活気のある時期であったとができる。

むろん、非難されたのがそれらの作品だというのではない。前記の人気作もヤリ玉にあげられることもあったが、もっとも非難が集中したのは、そうした人気作に追隨したマンガや絵物語の方であつたと言えらるだろう。

このように本誌とその付録にマンガの掲載量が増加し、多くの新人が起用され、いきおい全体的な作品レベルの低下を招いていった。悪書追放のきっかけは、こうした粗製乱造ぎみのマンガ状況と直接的な関わりを示していたのである。

また、時代は、朝鮮戦争後の日本の資本主義体制の再編成期にあつていた。昔忠道は『児童文化の現代史』のなかで、戦後の政治形態が朝鮮戦争以降の反動的傾向をあらわにするのにあわせて、児童文化のなかに戦争ものや剣劇ものが台頭してきたと指摘している。「A・E・カーンの『死のゲーム』の日本版」が展開されていたというわけだ。

そうした時代状況に、ひとつの火種がつけられる。中央青少年問題協議会の「青少年に有害な出版物、映画等対策専門委員会」が、五四年十二月と翌五五年一月に二回にわたって中間報告を出したことである。同専門委員会は五四年の七月以来、出版物、映画、玩具、紙芝居など青少年に影響の大きいマスコミの問題を研究するために、実態調査し、その対策案をねってきた。委員会内部でも有害なものを取り締まるべきか、自主規制に任せるべきかで意見の対立があつたという。おりしも警視庁防犯部の調査では、五四年一年間の青少年の性犯罪のうち七パーセントが直接「不良出版物」の影響を受けていると指摘され、『青少年保護育成法案』の立法化も懸念される時期であつた。

『朝日新聞』一九五五年二月十八日付の記事「どうなる? 追放の手段、法的措置か自粛か」は、その動きを伝え、世間の注目を集めた。同記事で専門委員の一人松岡洋子は、法的規制について「当局は不良文化財があるから犯罪が起るといふ飛躍した考え方をしている」と批判し、「どんなよ

い社会でも、不良文化財はなんべいセントかはあるものだ。こうしたごく少数のものを取締るために法律を作り、あらゆる文化財を取締ろうとすると、とんでもない行き過ぎを犯す」と危惧を表明している。また、末尾で「婦人団体、子供を守る会、東京都PTA連合会などの団体がたご上がるよう訴えたい」と、具体的な団体名をあげて運動の盛り上がりをも切望した。

また、その新聞報道の一週間前、同じく二月十一日付の『朝日新聞』には、児童文学者で教育評論家の滑川道夫が「青少年読物を健やかに」のタイトルで、出版界への自浄努力と民間運動の盛り上がりを訴えていた。「現状は、まさに昭和十三年内務省が俗悪マンガ絵本の浄化運動にのりだし、四つの提案をしている。学校の読書指導を強化していくこと、教育関係者・PTAなど関係者の団結をはかること、出版社が自主的に自浄努力をすること、一部の作家の自己変革を望むと

いった内容である。結果的には法制化は見送りとなったが、当時の取締当局の強硬な対応と、それに抗する民主勢力の動きが、こうした記事からよく伝わってくる。

このように、運動には、さまざまな要因が複合していた。児童雑誌におけるマンガの増加、戦後の混乱期にたがる青少年犯罪の実態、政治体制の右傾化や取締の法制化、倫理や性風俗の急変、時代や文化の変わり目のなかで揺れ動く母たちとのまどい、それらがこの「悪書追放運動」に集約

4	15	4	15	雑誌編集者により日本児童雑誌編集者会創立
4	20	4	20	日本子どもを守る会が、出版社・マンガ家・母親など約五十名を招き、出版社側の自粛を求める懇談会を開催
4	28	4	28	警視庁防犯部が警官五百名を動員し、特価本の発行所・取次店など四十二箇所を一斉に捜査し、三十七種の雑誌を押収
5	2	5	2	全国出版物卸商業協同組合が、不良出版物の不扱いその他を決議
5	6	5	6	東京母の会連合会が、都内の青少年問題協議会と協力し、共立講堂で悪書追放大会を開催
5	9	5	9	中央青少年問題協議会が、青少年に有害な出版物・映画等対策専門委員会の結論に基づき、政府に答申
5	16	5	16	出版団体連合会が、世論に心えて出版倫理化運動実行委員会を設置
5	16	5	16	出版次懇話会、不良出版物の追放に関する決議文を発表
5	25	5	25	大阪雑誌取次業者の団体・六日会が、不良出版物の不扱いを決議
6	28	6	28	東京都出版物小売業組合が、地域婦人団体やPTA連合会を招き、悪書追放良書普及の具体策を協議
8	19	8	19	文部省、悪書・映画対策として指導方針を決定し、全国の教育委員会、国立学校長に通達を出す

1	4	1	4	神奈川県、青少年育成条例を公布
1	13	1	13	日本出版協会が不良出版物取締立法化阻止対策委員会の設置を決定
3	21	3	21	新聞・放送・出版・映画の主要団体によりマスコミ倫理懇談会創立
3	30	3	30	出版団体連合会が、取締立法化阻止・自粛運動の促進・不良出版物追放などの具体案作成のため、特別対策委員会を設置
4	2	4	2	日本子どもを守る会など約二十団体の代表者が、懇談会を開催
4	2	4	2	北海道、青少年育成条例公布
4	11	4	11	東京児童マンガ会が、少年児童雑誌の代表者や手塚治虫などマンガ家を招き、

一九五五(昭和三十一年)

では、運動は具体的にどのような経過をたどっていったのか。その後の動向を見ていくことにしよう。いま、この経緯をわかりやすくするために、『出版百年史年表』から五五年と五六年の関連項目をぬきだしておく。

4 時代状況と運動の動向

ざれていったのである。

- 9・9 兵庫警察、立案の「有害不良文化財条例」を「少年に有害な文化財の規制方法」と改め、県警察委員会に提示
- 9・10 東販、優良雑誌普及運動を、九月二十日から二カ月行ふと発表
- 9・16 出版次懇話会、優良雑誌普及運動を十月一日から二カ月行ふと発表
- 一九五六（昭和三十一年）
- 10・10 東京都教育委員会、不良出版物追放の目的で青少年出版協議会を設置
- 10・27 第七回全国学校図書館研究大会で、出版界への要望事項として優良図書出版、漫画の浄化、基本カートの添付など五項目を決議
- 12・24 大阪府青少年保護条例公布

一覧してわかるように、五五年の四月から五月にかけてがあわただし。この時期が、いわゆる「悪書追放運動」がもっとも世間の注目をあび、また實際運動上も活発であった。そのことは先に記したとおりである。

こうした記録を見ると、ただ単に日本子どもを守る会などの民間団体だけの一方的な運動に終わることなく、出版団体連合会や児童雑誌編集者会などの出版社や編集者側、東京児童マンガ会などのマンガ家たちも巻き込んで、積極的な検討が加えられ具体策が出されていったことがわかる。出版統制を恐れて、取次業者や小売業者も対応に動いたことも判明する。その一方、中央青少年問題協議会の答申や、各府県の県警の動きや条例の制定など、規制の動きも無視できない。

以下、他の新聞等の資料もまじえて、もう少し具体的に経過をたどってみよう。

まず、非難の声をあげたのは、「日本子どもを守る会」と「母の会連合会」および各地のPTAなどの団体であった。初めその対象は、マンガだけではなかった。映画、放送、レコードなど広範囲に及ぶものだったが、それを報道する過程で、マンガがその矢面に立たされるようになっていく。児童雑誌のマンガでは、内容の荒唐無稽さ、刺激的な暴力場面、エロ・グロのどきつい表現、乱暴な言葉の使用が非難されるようになった。そして、先に見たような新聞報道の動きにも刺激されて、「母の会連合会」のように最初の「見ない、買わない、読まない」という運動方針を通りこして、いっきに不良図書を公衆の面前で焼き捨てるという「焚書事件」にまで逸脱する傾向も生まれた。この焚書事件については、『読書タイムス』一九五五年六月二十五日付「悪書追放、良書普及の座談会」に、母の会連合会の会長の言葉が記録されている。それによると、「私もとしましては戦前の『愛国婦人会』になるためではなく、都条例とか立法化とか、そんなことにならないうちに、母達の手で悪いものをとりに去って、子供等の環境を浄化して行きたいという何も知らないお母さん達かもしれないけれど、ただ子を思う母達の一寸じの気持ちからなんです」という。

さて、運動を先鋭化するのに大きな力をもった「悪書追放」という言葉に、ここで注目しておかなくてはならない。「悪書追放」というセンセーショナルな言葉は、マスコミによって作られ広められた可能性がきわめて高い。その効果によって事態は魔女狩りの様相を呈していく。そうした一連の新聞記事報道に注目してみよう。先の『出版百年史年表』の項目と、時間を重ねあわせて、以下読んでいただくとありがたい。

まず一九五五（昭和三十）年三月三十日付の『読売新聞』は「不良図書を追放」なる記事を掲載。「最近クソとふえた児童雑誌の数は約七百五十万部、その大半が童心を傷つけそうないかがわしいマンガやエロ、グロものや残虐をきわめる冒険物語、あるいは戦争ものなどに貴重なベージの半数近くを使っている」と、具体的に雑誌をとりあげ批判している。「痛快ナック」四月号は二六ベージのうち二〇ベージがこうした要素でしめられ平均六〇%、中身にはほとんどカタナ、ヤリ、ピストル、ボクろ類があふれ、ある雑誌の三月号にいたっては一冊の中に抜き放つた白刃がなんと二八二本、ピストル四〇丁」とその指摘はこと細かい。また記事の後半には、民間の動きを素描、有害図書の取締を行なった神奈川県における青少年保護条例の発動の例を紹介している。

ついで四月十二日付の『読売新聞』は、「ひろがる悪書追放運動」という記事を載せ、母の会連合会や日本子どもを守る会などの民間団体の動きに呼応して、マンガ作家の団体である「東京児童マンガ会」の対応を報道している。「同会は四月十一日午後講談社、秋田書店など少年雑誌約十社の代表者たちの出席を求め『悪いマンガをなくす会』を開いた。作家側からは手塚治虫、うしおとろじ氏ら売れ、千十数人が参加、マンガ界の実情やこんどの正しいあり方について真剣な議論がくり展げられた」という。編集者マンガ家とも、現状に満足せず、より良くしていこうという意見が支配的であるところが関心を引く。

注意したいのは、先の『読書タイムス』に先立って、この『読売新聞』の記事ではつきりと「悪書追放運動」という言葉が使われている点だ。これ以前の記事には「悪書追放」なる言葉は見えない。たとえは関連記事をあげると、『朝日新聞』の四月三日付は「エログラフィ出版は致しません」だ

し、同紙の四月二十一日付は「ひど過ぎる児童雑誌」、四月二十四日付では「悪質本を一斉に摘発」とある。五月十二日に同紙に掲載された正宗白鳥のマンガ否定論も「不良出版物の排斥」であって「悪書」の文字が使われていない。とすると、「悪書追放」という用語は、先の四月十二日付の『読売新聞』によって初めて使用され、以降この問題を代表する用語として定着していったと考えることができる。推測の域を出ないが、記事中の「悪いマンガをなくす会」からの連想で、生みだされた用語なのかもしれない。いずれにしても「不良図書」や「悪質本」「不良出版」などよりもよりセンセーショナルな形で、用語が使われ先鋭化していくきっかけを作りだしたことは事実のようだ。ちなみに二週間後の『朝日新聞』記事のタイトルには「悪書追放——出版界、自粛へ動く」と記され、翌月の五月十四日付『読売新聞』社説は、ズバリ「悪書追放運動」と銘打たれた。

以上、一般紙を中心に、この経過を追ってみた。しかし、そうした一般紙よりも、『日本読書新聞』や『図書新聞』といった図書の専門紙の方が、用語の方はさておき、実際には大新聞に先立ってこの問題をとりあげていた。そのことも忘れてはならない。時間が前後するが、そちらの方も検討しておく必要がある。

まず『日本読書新聞』は、この問題が大新聞で話題にされる一カ月前の一九五五（昭和三十）年二月二十一日号「紅孔雀」の正体——こんな影響を与えている」で、映画、放送、出版を巻き込んだ「新諸園物語」の人気について報告している。また、それにつづけて三月二十一日から十一月二十八日まで五回にわたって「児童雑誌の実態」について連続特集を組んだ。第一回目の「児童雑誌の実態その一」（三月二十一日）では、「西部活劇ものの全盛の数年前にくらべると、時代もの・挿物など

がぐつと増えてきた」のを受け、残酷描写や戦争ものについて詳しく報道した。「敵」をたおすためなら、どんな行為も許されるし、どんな犠牲もはらわなければならない「描写の任方を料弾し、戦争ものにおいては「再軍備・戦争肯定」の姿勢を問題視している。記事作成の協力者は、森久保仙太郎・久保田浩・菱沼太郎の諸氏。

日付が三月二十一日であること、および「残酷描写や戦争もの」が非難されている点は注目してよい。先の『読売新聞』（三月三十日）の「不良図書を追放」なる記事はその十日後のものだし、以降四月から五月にかけての新聞報道は、この年三月三十日付の論調の延長線上に展開されているからだ。

以下、第二回「同その二」（四月四日）では、菱沼太郎を中心に少女ものをとりあげ、第三回「同その三」（四月十八日）では、別冊マンガ付録の多さに注目しマンガの言葉や非科学性を問題にしている。第四回「同その四」（五月二日）では現場教師による指導の記録を披露。第五回「児童雑誌は良くあったか」（十一月二十八日）では、その後の実情を点検している。

こうした記事からいくつかのことが見えてくる。

新聞記事での非難の対象は、当初と異なりもっぱらマンガや絵物語に向けられていったこと。特にその残酷描写や怪奇趣味、無思想な戦闘描写やエロ描写が問題視されてきたこと。また、「悪書追放運動」という用語は、大新聞によって命名された可能性が大であるという点。その用語は、一九五五（昭和三十）年の半ばに一般化し、世論をひとつにまとめる役割を果たしたといった事実である。さらに編集者やマンガ家も具体的に動きを見せ、けつして現状肯定主義に走りず正すものは正

5 雑誌記事における意見の対立

以上、新聞報道を中心にしたから、悪書追放運動の経過を見てみた。法的規制というせつばつまった時期に、関係者がそれぞれに対応した姿が印象的だった。

次に雑誌に掲載された意見も整理しておさえておくことにしよう。新聞ほどにはコトを大きくする役目はもたなかったかもしれないが、一定の影響力はあつたものと思われる。また、そこにはマンガ文化を考えていく際の、いくつかの問題点も見いだすことができる。

さっそく、個々に資料をとりあげてみよう。

『出版ニュース』は一九五五年四月上旬号で座談会「不良出版物と学校図書館」なる記事を掲載、教育評論家石黒修、小学校校長古川正義、PTA代表千谷益子の鼎談記事を載せている。マンガの扱い方によつては必ずしもそんなに禁止するというような態度をとらなくてもいいのではないか」

(石黒)「私などは漫画などでも案外奨励してるときがあるのです」(古川)などの意見が注目される。ものわかりがいい。しかし、マンガは読書の中心ではなく、あくまで活字読物へのワン・ステップであるという認識は、旧来のものを超えているとは言いがたい。

共同研究「漫画の内容と問題をさぐる」(「新しい学校」一九五五年五、六月合併号)ではさまざまな議論のほて、実際子どもがどう見ているのかという視点の欠如をついている。今日風に言えば、読者の論的関心によって構成されている。読者の声を大事にするというのだ。結論の部分にいう「一般には、漫画に悪いものが出て来ると、それが必ず子供に悪影響を及ぼすものだ」と即断されている嫌がある。いわゆる社会悪というものと非教育性というところがゴツゴツと混同されているような気がする」という発言は、今日にも通じる卓見だと言えよう。残念ながら、当時の運動は、こうした意見を波打形では展開されずに終わった。

政治風俗のマンガ家である近藤日出造も「子供漫画を斬る」(「中央公論」一九五六年七月号)で、現状に不満を述べ、波多野完治は「漫画論」(「読書指導講座」児童読物と読書指導)所収、一九五五年十二月、牧書店)で、典型的なマンガ否定論を展開した。波多野は母親と抗議に立ち上がり扇動したあと、イギリスのホラー・コミック統制法案とアメリカ・ニューヨーク州のホラー・コミックに対する法案を比較にもたしている。滑川道夫の他のエッセイにも英米のふたつのコミック法案のことがふれられていることから、当時の知識人にとっては、日本と英米のコミック問題が、根を同じくする世界的なレベルの問題としてとらえられていた可能性が高い(英米のコミック規制法案については、本書に収録された木殿氏の別稿を参照)。

正否入り乱れた当時の雑誌記事の論調を一括してまとめるのは、むづかしい。波多野のような完全否定論もあれば、「新しい学校」の共同研究者のように表層的理解をいましめる意見もある。また近藤のように、現実から半肯定的に子どもマンガをとらえる意見もあった。それだけ、この問題に関心をもつ人々やその意見は多岐にわたっていたのであり、新聞の論調ほどに画一的でない点に、見るべきところがあったとも言える。

さて、こうした議論にたびたび例としてとりあげられたのが、山川惣治の「少年クニヤ」であった。五一年末から「産経新聞」に連載され、当時圧倒的人気を保っていたので、よくひきあいに出されたわけだ。たとえば、『図書新聞』一九五四年八月十四日号は「子どもの講談」というタイトルのもと、山川惣治と滑川道夫の対談記事組んでいる。また『日本読書新聞』は一九五五年六月二十日号で「少年クニヤを検討する」という特集記事を載せている。つづいて『日本週報』一九五五年五月五日号には、特集「俗悪コミック物マンガ追放」が組まれ、山川惣治と池田宣政の意見を掲載した。

はじめの『図書新聞』では、滑川道夫は山川惣治の絵物語を高く評価している。その点が印象的である。それと正反対なのが、『日本読書新聞』の記事で、「思想のふるめかしさ」や主人公の「知性の欠如」が致命的だと手厳しい。最後にあげた『日本週報』では、山川惣治(ピストル、チャンバラ御意見無用!)は、大人の価値観に立つ児童読物批判に徹底して反駁している。山川は「子供には面白いものを与えねばならない」という一貫した立場に立ちながら、「児童物を書いているのだ」というモラルはいつも持っている」ので、自分の作品には「主人公や女の子が縛られる場面はほとんど

『婦人公論』誌上の国分のエッセイは、マンガ否定論の典型としてとらえることができる。ここでは、講談社と小学館の出版物が徹底して非難されている。国分は言う。戦中に講談社という「出版屋は『民間文芸省』『私設文芸省』をみすから任じていた」が、戦後になって小学館という「強敵」が現われた。その強敵は「おもしろさ」だけを追求し「チャンバラでも、人ごらしでも、スリルでも、グロテスクでも、荒唐ムケイでも、何でもかまわなない」考えの持ち主である。それに対抗するため講談社の方も「別働隊の小会社」(集英社)を作り、「なかよし」とか「ぼくら」といっ

やや散漫に資料を追いきらいたくないでもない。さまざまな意見があったと書きながら、対立のポイントが、いまだ少し見えにくい。そこで、もう少し具体的に意見の対立点を探ってみることにしよう。ここでは一人の評論家が雑誌に書いた文章をとりあげてみる。この事件が社会問題化した最中に教育評論家の国分一太郎は、『婦人公論』の一九五五(昭和三十)年九月号に「教科書問題とマンガ俗悪読物」なる文章を書いた。『婦人公論』という主婦の読む雑誌でもあり、また記名の原稿でもあったので、当時話題をまいたようだ。それに対して、雑誌編集者からの反論がなされている。そこで、そのふたつを手掛りに、当時の議論の状況をもうすこし具体的に掘り下げておきたいと思

6 ひとつの論争——国分一太郎と指方龍二

山川は追放運動の非難される側の当事者であった。こうした意見は、多くの識者の反感をかったかもしれない。しかし、教育学者の霜田静志の「一時主婦連合会や婦人会の人たちが、戦争玩具追放だの、悪書追放だのといって、この種の玩具や本を集めて狭火にして氣勢をあげたことがあるが、あれは全く子ども心理を無視した大人の独りよがりだったと思っっている」という意見(絵本と漫画について「新刊月報」一九五六年五月号)も、当時そう珍しいものではなかったのである。

いうことである。

子供は、イキイキと力強く、個性の強いものに育てねばならない。したがって子供の遊びや読物に対しては、エロ・グロや、惨虐性をおびたもの、虚偽なるものは、もはや問題外として、自由な子供の本能を生かすよう、健全な芽生えをつみとらぬよう、大人は、大きな気持ちで理解してやるべきではないか。つまり大人の倫理観をもって、バク然と非難すべきではない、と

どない「セックスの問題はぜんぜん入れない、美しい精神的な友情を教えねばならない」と誇らげに宣言している。そして次のように文章を締めくくっている。

親や先生やえらそうなことをいう知識人が何とケチをつけようとも、「げんにお宅のお子さんが大歓迎しているんですよ」と「おもしろくて心理学」を大声でさげび、「これが商売のためにもなるんですよから」と平気なものだ。——これが、今日、みなさんがさわぐ俗悪児童読み物の問題である。

要するに、体制ベツタリの出版社と商業主義ベツタリの出版社が今日の問題を作りだしている。ここには具体的な作品の検討はいっさいなく、歴史認識にたよる観念論に終始している。

この記事は反響を呼んだようだ。具体性がないうえに、有無をいわさぬ論法が反感を得、また逆に反感をもたれたからである。さっそく小学館の雑誌編集者であった指方龍二が反論を書いた。指方氏はあとでふれるが、編集者たちの集まりである「日本児童雑誌編集者会」の事務長でもあった。その団体の機関誌『鋭角』創刊号（一九五五年九月一日）に、指方は「マンガ俗悪読み物について——国分一太郎先生の暴論をバクす」なる反論を載せている。そのなかで指方は、「私が書くのでしたら、まず各種の児童雑誌を熟読して、具体的に俗悪な点を取り上げ、かくかくの次第であるから、追放しなければいかん——とやりますね」と具体性のなさを突き、もし児童雑誌をよく読むならば「むかし児童雑誌も時流に押されて俗悪だったが、問題になつて自しゆくし自戒し、今は見違えるほどよくなった」と正直に書いたでしょうよ」と揶揄した。そして「ヒロホン、エロ本、エロ映画を追放しよう」という運動が、いつしか児童雑誌に銃先が向けられた裏面の「キッツ」に注意してほしと申告している。また、高見順の「漫画本は悪書でもなんでもない。若にバンブスが溢れて日本の現実を描いたにすぎない」という言葉を引用し、問題は、「日本の現実が、低俗だからとはいえませんか」と国分を批判した。

議論は、広がりを見せる。『鋭角』2号（一九五五年十月二十五日）には、大江吾一が「編集者に望む——指方竜二氏の意見におもう」で、指方の反論に意見を寄せた。大江は、指方の論が言いがれにすぎないと書く。雑誌が「教科書に劣らないむしろそれ以上、子どもらに対する“影響”といふことを重視するのです」と言い、指方が言ったような世相であるからこそ、「雑誌の責任は重いものがあると思いますが如何でしょうか」と異議を唱えている。

さらに、同じ号で指方が「解明の弁」で、大江の批判に答えてコメントを寄せた。指方は、児童雑誌に教訓ものばかり載せる必要のないこと、「児童雑誌は俗悪で、子どもに害毒を与えてい

る——という無責任な批判は黙認できない」と旨を言明している。

どうも論議はすれちがってしまったようだ。もともと国分は「おもしろさ」のみを追求する悪しきコンソーシアムを問題にしているが、指方は現実の雑誌はそれほど悪くはないと反論している。そこでは現状認識の違いが決定的だった。大江は雑誌の責任を痛感せよと言い、それに対して指方は、「ためになる」教訓性は必須条件ではないとする。要するに、ここでは現状認識のズレの上に、娯楽性と教育性の問題が二重のズレを見せているのだ。

『鋭角』2号には、先の『婦人公論』誌上の国分の文章に対して、『なかよし』編集者・牧野武朗が意見を寄せた。その意見の方が、そうした娯楽性と教育性の問題に現実的な解答を与えていると言えらる。その「児童読物について——国分先生にお答えする」と題した牧野のエッセイでは、「ためになる」と「おもしろさ」とは矛盾するものではなく、相容れる概念であることが力説されている。さらに、おもしろさは「心の自由や自発性の現われなのですから、子供たちがおもしろがるというそのことに、教育的、文化的な意義があるといわねばなりません」と解説している。そして自分が編集者であるという立場をふまえ、「消極的なおもしろさから積極的なおもしろさへとおもしろさをたかめていきたい」とその決意を述べた。また、ぜひ児童読物を実際によく読んでほしいと、批評家諸氏に謙虚に提案している点も、好感がもてる。

国分の児童雑誌批判に端を発した議論のつながりは、そうしたマンガの娯楽性と教育性という古くて新しいテーマを、改めてクロイス・アツタさせる結果となったのであった。

こうした国分と指方、あるいは牧野のあいだの論争は、当時のさまざまな意見を代表するものと強弁できないが、ある一定の共通した認識を明らかにしていたと思う。

7 編集者やマンガ家の反応

九〇年にあらわになった「有害コミック問題」では、ひとつの動きが世間の注目をあびた。マンガ家や編集者たちが、「コミック表現の自由を守る会」を結成し、広く社会にこの問題をアピールしようとして行動した点である。実は、三十数年まえの「悪書追放運動」も、同様の経過をたどっていた。そこで、最後に編集者やマンガ家がこの問題に対して、どのような態度をとりどんな運動を展開していったのかを、見ておきたい。その近似した動きのなかに、やはり今日を見通す視点が得られるはずだ。

先に指方龍二の名をあげたが、その指方を中心に、児童雑誌の編集者からなる連絡会が結成された。ちょうど追放運動が最も盛り上がった一九五五年の四月十五日に創設された「日本児童雑誌編集者会」がそれである。会では、機関紙『鋭角』を発刊し、編集者の立場を明確に打ち出した。参加した雑誌は『冒険王』『漫画王』『少年クラヴ』『少年』『少女』『おもしろク』『なかよし』『少女クラヴ』『幼稚園』『小学一年生』（ほか各学年誌）『少年画報』『痛快クック』など、八社三十雑誌におよぶ。当時の主要な雑誌の編集者がここに集まったことになる。

マンガは、編集者の指揮のもとに作られる。マンガ家の意向よりも、編集者の権限が断然強い。今日でもそうだが、当時もそのことに変わりはない。その編集者同士が横の連絡組織をもったのである。これは日本のマンガ史上では、初めてのことではなかったらうか。

機関紙『鋭角』ではそうした論争や編集者の意見、マンガ家の言い分、マンガ家と編集者の座談会や父兄や児童文学者・教育者をまじえた討論会の記録などを積極的に載せ、論の輪を広げる役割をはたした。『鋭角』という機関紙発行の意図もそこにあつたのであろう。

これを、単に編集者側からの自己弁護のとりでとみなしてはならない。悪書追放運動の行き過ぎ

をいざ、センセーショナルな話題のひとり歩きを阻止する役割を担ったことは、正しく評価しなければならぬ。

日本児童雑誌編集者会では、数々の催しものを企画して実行した。単に仲間うちの勉強会ではなく、反対意見をもつものと積極的に関わりあっていたのである。マンガ家や編集者に限らず、反対する親たちや児童文学者・教育者等と討論会を幾度も開いた。その記録が、『鋭角』には逐一報告されている。たとえば、「児童雑誌のあり方」(2号)という編集者会主催の座談会記録、第六回全国学校図書館協議会研究大会における「児童雑誌をよくするにはどうすればよいか」の討論記録(3号)、同じ号の第三回子どもを守る文化会議の記録、東京児童漫画会と編集者会とのデスマッシュ(6号)、PTA会でのパネル討議の記録(7号)など、その初期には多い。それぞれ、当時の状況を知る貴重な記録となりえている。

誌面の関係もあり、ひとつひとつについては詳しく紹介できないが、この『鋭角』を通して気のつくことをまとめれば、次のようである。

興味深い点はいくつかある。ひとつは、新聞がより以上にセンセーショナルに煽りたてたという事実を明らかにした点だろう。「守る会」や「連合会」といった批判の当事者は「改善」を要求していったのに、新聞がことさらに問題を先鋭化したという経過が報告されている。先に述べたように、少年の犯罪傾向と児童雑誌の内容をむすびつけて論じたのも新聞だったことを考えれば、大多数の新聞のはたす役割、その影響力の大きさに改めて考え直す必要を感じさせる。

また、同誌のなかでは、現実には子どもがどのようなように思っているのか、読者の実態を知る必要がく

りかえし提言されている。これは、議論がPTA、教育者、児童文学者、あるいは編集者、マンガ家など、あくまで大人を中心に展開され、空回りしていることへのいらだちからの発言であった。現実の子どもの声忘れ去られることへの危惧である。たとえば、手塚治虫は「おとなが見て有害でも、子供にひきつける何物かがある。フランスになるものがあるのです。漫画を通して社会情勢のどういふところに、子供が興味をもっているのかを調べることも必要でしょう」(『鋭角』29号)と述べている。以後具体的には『児童心理』や『読書科学』などの雑誌を中心に、マンガの読者論が展開されていく。そうした気運の一端をこうした活動が担ったと言えるだろう。

一方、マンガ家の方も対応を示した。こうした児童雑誌やマンガ・絵物語への風あたるのなかで、団体の結成が図られている。山川惣治・永松健夫・武田将美・前谷惟光らによる「七日会」、日本児童漫画研究会」が発展した島田啓三・手塚治虫・秋玲一・松下井知夫らによる「東京児童漫画会」の発足である。両会では、討論会に参加したり、独自に勉強会をもったりした。

東京児童漫画会では、また機関誌『児童漫画』を刊行した。五七年創刊のこの冊子には、いくつか悪書追放運動についての討論会の記録が載せられているが、『鋭角』ほどのエネルギーを感じさせない。要するに、こうした運動に対しては、マンガ家自身よりも編集者の方が積極的にコトにあたり、事態の打開をはかるうとしていった跡がはつきりする。マンガ家の方は、それに比べると組織力そのものが乏しく、後手に回っていたという感は否めない。

以上、いまから四十年近くも前に起こった「悪書追放運動」について検討してみた。比較してみ

るとわかるように、今日の「有害コミック問題」は、こうした悪書追放運動という過去の事件と極めてよく類似した事件であることがわかる。時代状況や人々の意識の変化という点を考慮するなら、より深刻な反復であると言えるかもしれない。民間に規制法の立法化への危惧が欠如しがちなぶん、今日の方がより一層危険な要素を抱えていると考えられる。たとえば、悪書追放運動の当時、当局は立法化による規制をあきらめたが、そのかわり文部省が青少年の読書指導という名目で図書選定制度の導入を推進した経緯がある。しかし、批判者側も含めてこぞってそれに反対した点は、記憶されねばならない。現在同じ動きが起れば、どのような反応が生まれるのか。憂慮すべき問題なのだ。

悪書追放運動。ぼくたちは過去のこうした事件から、現在でも学ぶべきことが多いのではないだろうか。編集者相互の連絡、読者調査の必要、批評家の役割、国家統制への危惧、自主規制、マンガ家独自の運動など。今回の問題に照らして、再考してみる必要があるはずである。

子どもというレトリック 無垢の誘惑

一九九三年七月二十日 第一版第一刷発行

編者 中河伸俊／永井良和

発行者 矢野恵二

発行所 青弓社

東京都千代田区飯田橋一五八 東専堂ビル
電話〇三三三六五八五四(代)

振替〓東京八一九四五七

印刷所 平河工業社／伸光印刷

製本所 大口製本

©1993

ISBN4-7872-3068-9